

VUV・SX高輝度光源利用者懇談会会則

平成 8年2月1日制定

平成 10年7月1日改定

平成 12年3月13日改定

平成 19年2月23日改定

平成 22年2月8日改定

令和6年3月11日改定

令和6年9月18日改訂

令和8年3月5日改訂

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、VUV・SX高輝度光源利用者懇談会（略称：V SX懇談会）と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、全国的な組織としてVUV・SX高輝度光源の開発ならびにその利用に関わる情報交換の円滑化を図るとともに、会員相互の交流の促進を図り、放射光および関連する光科学の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事務局の所在地)

本会の事務局を、東京大学物性研究所 極限コヒーレント光科学研究センター 軌道放射物性研究施設内に置く。

第 2 章 会員

第 4 条 (会員の種類)

本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 賛助会員

第 5 条 (会員の資格)

1. 正会員

正会員は放射光および関連する光科学の分野に関する学識を有し、幹事会によって入会が適当と認められた者とする。

2. 学生会員

学生会員は大学院および大学において放射光および関連する光科学に関連する課題を履修している者、またはその分野に関心をもつ者で、幹事会によって入会が認められた者とする。

3. 賛助会員

賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を援助する者または団体とする。

第 6 条 (会員の権利)

会員は、本会の活動に参加することができる。

第 7 条 (会員の義務)

会員は、細則に定める会費を納め、本会則およびその他の本会細則を守ること。

第 8 条 (会員の入会)

本会に入会しようとする者は、本会に申込み、幹事会の承諾を得なければならない。

第 9 条 (会員の会費)

会員は、本会に対して細則に定める会費を納入する。ただし当面の間、正会員および学生会員は会費を徴さない。

第 10 条 (会員の退会)

会員は、本会に届け出て退会することができる。

第 3 章 役員、および幹事

第 11 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 幹事 12名 (うち会長 1名)
3. 常任幹事 4名
4. 会計監事 1名

任期は2年とする。会長は1回に限り再任することができる。

幹事およびその他の役員は重任を妨げない。

第 12 条 (役員を選出)

会長は細則に定める方法により、正会員のなかから正会員により選出される。幹事は、細則に定める方法により、正会員のなかから正会員により選出される。会長は幹事会の議を経て、正会員の中から4名の常任幹事を指名する。会計監事は会長により正会員のなかから指名され、幹事会において承認された者とする。

第 13 条 (会長)

会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。会長は必要に応じて総会、幹事会を招集する。ただし、会長に支障があるときは、常任幹事はその任務を代行する。

第 14 条 (オブザーバー)

会長は、本会運営を円滑に進めるために必要と判断した場合、オブザーバーを数名委嘱することができる。オブザーバーは幹事会への陪席が認められ、意見を述べることができる。

第 4 章 総会、幹事会および分科委員会

第 15 条 (総会)

総会は、正会員を以て組織し、毎年 1 回開いて、本会運営の基本方針を決定する。総会の議長はその都度正会員の互選により定める。

総会の議案は会長が提出する。但し、直接請求された事項については、請求代表者が議案を提出する。

総会は、正会員の 1/10 以上の参加を以て成立する。ただし、書面によって意志を表示した正会員と、他の出席正会員に表決を委任した正会員は、出席正会員とみなす。総会の議事は、出席正会員の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第 16 条 (幹事会の役割)

幹事は幹事会を構成し、幹事会は次の事項を決議し、総会の承認を得る。

1. 会の運営に関する基本的事項
2. 会の運営上必要となる諸規則の制定または改廃
3. 分科委員長の選任および分担事項
4. 前各号のほか、会の運営に必要な事項

第 17 条 (幹事会の決議方法)

幹事会は、会則と細則・規定に定められた審議事項、および総会の決定した基本方針に従う運営事項を審議決定する。幹事会の議長は、幹事のなかから互選により選出される。

幹事会は現有幹事の過半数の出席を以て成立する。

幹事会の議事は出席幹事の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第 18 条 (会計監事)

会計監事は会計を監査し、幹事会に報告する。

第 19 条 (分科委員会)

幹事会の運営を助けるために、次の分科委員会を設ける。

各分科委員会の委員長は常任幹事が務め、委員は委員長の指名により正会員のなかから選出し、幹事会の承認を経て、会長が任命する。

1. 庶務委員会
2. 会計委員会

3. 編集委員会

4. 計画委員会

委員の任期は幹事に準じ、分科委員会の成立および決議方法は第 18 条を準用する。

分科委員会の決議は幹事会の承認を経て、その効力を生ずる。

第 5 章 付則

第 20 条 (会計)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以て終る。

本会の収支決算は、幹事会の議を経て、総会において承認されねばならない。

第 21 条 (細則)

会則に定めない事項または必要な細則は幹事会が定める。

第 22 条 (変更)

幹事会の決議によりこの会則を変更することができる。

付 記 **本会則は、令和 8 年 3 月 5 日 より施行する**